

公告

南三陸町一般競争入札公告

一般競争入札（総合評価落札方式）を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条及び南三陸町建設工事執行規則（平成17年南三陸町規則第42号）第6条の規定により、公告する。

平成27年11月20日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 南三陸町役場・歌津総合支所新築工事
- (2) 工事場所 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田207番地及び歌津字舟沢28番地1
- (3) 工期 契約締結日の翌日から平成29年9月29日まで
- (4) 工事概要
 - ア 南三陸町役場
 - (ア) 敷地面積：8,730.11m²
 - (イ) 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び一部木造
 - (ウ) 階数：地上3階
 - (エ) 建築面積：2,656.75m²
 - (オ) 延床面積：3,772.65m²
 - (カ) 工事項目：建築工事、電気設備工事及び機械設備工事
 - イ 歌津総合支所
 - (ア) 敷地面積：2,509.29m²
 - (イ) 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び一部木造
 - (ウ) 階数：地上1階
 - (エ) 建築面積：1,392.07m²
 - (オ) 延床面積：1,298.55m²
 - (カ) 工事項目：建築工事、電気設備工事及び機械設備工事
- (5) 支払条件 前金払、出来高払及び完成払とする。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であって、次の（1）に掲げる要件を全て満たす者（以下「単体企業」という。）又は（2）に掲げる要件を全て満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、この入札に参加する同一の企業は、単体企業又は共同企業体のいず

れかの形態をもって当該入札に同時に参加することはできない。

(1) 単体企業の資格

- ア 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所等の場合は、本社から委任を受けていること。）のいずれかを有し、平成27年度において南三陸町建設工事執行規則第5条第1項の規定による競争入札参加承認を受けていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可及び同法第17条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値（同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。）が1,100点以上、かつ、1級技術者数が10人以上であること。
- エ 次の（ア）及び（イ）に掲げる要件を満たす者を監理技術者として本工事に専任で配置できること。
 - （ア） 1級建築施工管理技士又は1級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有している者
 - （イ） 本件入札公告の時までに6か月以上の恒常的な雇用関係を有する者
- オ 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- カ 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条第2号、第3号及び第4号に規定する者に該当しないものであること。

(2) 共同企業体の資格

ア 共同企業体の結成方法等

- （ア） 構成員の数は2者とし、次のイの要件を満たす1者及びウに掲げる各要件を満たす1者の組合せとする。
- （イ） 構成員の出資割合は30%以上とし、代表者の出資割合は構成員中最大であること。
- （ウ） 結成は、自主結成とする。

イ 共同企業体の代表者の資格

上記（1）の要件のアからカまで（ウを除く。）の要件を全て満たす者であつて、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値が1,000点以上、かつ、1級技術者数が10名以上であること。

ウ 共同企業体の代表者以外の構成員の資格

- （ア） 宮城県内に本社を有すること。
- （イ） 平成27年度において南三陸町建設工事執行規則第5条第1項の規定による競争入札参加承認を受けていること。
- （ウ） 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値が850点以上、かつ、1級技術者数が7人以上であること。

- (エ) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、本件入札公告の時までに6か月以上の恒常的な雇用関係を有する者に限る。
- (オ) 上記(1)のイ、オ及びカの要件を満たすこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

本入札においては、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、次の(2)に掲げる方法により算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求条件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高いものを落札者とすることがある。なお、落札者は、開札の後日に開催される南三陸町総合評価落札方式審査委員会の審査を経て、決定するものとする。

(2) 総合評価の方法

ア 6(1)ウに掲げる簡易な施工計画書の記載内容について、品質管理、施工上の課題（町産材の活用）、安全対策及び工程の各項目において適切と評価される場合に限り、標準点として100点を付与する。また、次の(ア)及び(イ)の評価項目についての評価点を加算点として付与する。なお、本入札における加算点の最高点は、50点とする。

(ア) 企業の技術力

(イ) 企業の社会性及び信頼性

技術資料等に関して、必要に応じて入札者からヒアリングを行う場合がある。

イ 総合評価において用いる評価値は、標準点と加算点の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札金額で除して得た数に100万を乗じて得た数値とする。

評価値 = (技術評価点／入札金額) × 100万

（評価値は、小数点以下4位未満の端数を切り捨てる。）

(3) 評価の基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分の詳細は、落札者決定基準（別添）による。

(4) 結果の公表

落札者を決定したときは、入札結果を公表するとともに、総合評価の結果についても公表する。

4 入札手続等

(1) 入札説明書類の交付等

ア 期間

平成27年11月24日（火）から同年12月4日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 方法

南三陸町建設課において交付するほか、南三陸町ホームページに掲載するものとする。

（<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>）

(2) 設計図書の閲覧等

ア 期間

平成27年11月24日（火）から同年12月4日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町建設課前閲覧台

ウ 質問

設計図書について質問がある場合は、質問書に記入し、電子メールを送信する方法により、平成27年12月4日（金）までに南三陸町建設課へ提出すること。

（送信先 sougouhyouka@town.minamisanriku.miyagi.jp）

エ 回答

入札参加を希望する者全員に対し、電子メール又は書面により、平成27年12月11日（金）までに回答する。

オ 設計図書等の貸与

入札参加を希望する者は、設計図書等貸与申請書（書式自由）を建設課に提出し、設計図書等（CD-ROM）1部の貸与を受けることができる。

貸与する設計図書等（CD-ROM）は、複写分も含め平成28年1月12日（火）の入札までに全て返却すること。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

平成28年1月12日（火）午前11時

イ 場所

南三陸町役場2階大会議室

5 入札参加資格の承認申請等

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（カについてては、1通）を持参により提出し、

入札参加資格審査を受けなければならない。

- ア 一般競争入札参加申請書（総合評価落札方式）
- イ 建設業法第3条第1項に係る許可証の写し
- ウ 最新の総合評定通知書の写し
- エ 配置予定の技術者に関する調書
- オ 共同企業体で入札に参加しようとする場合には、特定建設工事共同企業体協定書の写し
- カ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

（2） 受付期間及び場所

ア 期間

平成27年11月24日（火）から同年12月4日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町役場建設課

（3） 入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し平成27年12月11日（金）までに書面により通知する。

（4） 入札参加者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

（5） その他

- ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された申請書類は、返却しない。
- ウ 提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は、認めない。

6 技術資料等の提出

（1） 入札参加資格者は、次のアからサに掲げる書類を持参により提出すること。

- ア 総合評価に関する書類提出確認書
- イ 同種・類似工事の施工実績調書
- ウ 簡易な施工計画書
- エ ISO9001認証書の写し
- オ 災害時における地域貢献活動実績書
- カ 資材調達における東北産材の調達実績書
- キ ISO14001認証書の写し
- ク EA21認証書又はみちのくEMS認証書の写し
- ケ ISO27001認証書の写し
- コ 雇用実績書
- サ 障害者雇用実績書

（2） 受付期間及び場所

ア 期間

平成27年12月25日（金）から平成28年1月6日（水）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

- イ 場所
南三陸町建設課
- ウ 提出部数
8部

(3) その他

- ア 技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された技術資料等は、返却しない。
- ウ 提出期限以降における技術資料等の差替え及び再提出は、認めない。

7 入札方法等

- (1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。
- (2) 入札の執行においては、入札書に記載された金額に100分の108を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とする。入札者は、入札書に記載する金額は、入札者が消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。
- (4) 入札時の工事費内訳書の提出について

第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。第2回目以降の入札金額に対応した工事費内訳書の提出は不要とする。工事費内訳書は、別に指定する様式により作成すること。

。

8 低入札価格の調査

本工事は、南三陸町低入札価格調査制度実施要綱（平成18年南三陸町告示第91号）第3条の規定による対象工事とする。

- (1) 本工事の入札には、調査基準価格を設定する。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査の対象とし、入札中止を宣言する。
- (3) 低価格入札者は、事後の事情聴取（調査）に協力すること。
- (4) 低価格入札者は、当該入札参加条件に応じて入札書に工種別一式額の見積書及び施工計画書を添付し、提出すること。

9 入札保証金

免除する。

10 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び南三陸町財務規則第95条又は南三陸町建設工事執行規則第17条に該当した入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

11 契約の締結

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年南三陸町条例第52号）の規定により、予定価格が5千万円以上の工事請負となる契約については、南三陸町議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を経た後に本契約を締結する。
- (2) 請負契約時の工事費内訳書について
請負契約を締結したときは、速やかに請負金額に対応した工事内訳書（各項目明細、摘要、数量、単価及び金額等を明示すること。）の提出を求める。
- (3) 本工事に係る契約の締結に当たっては、本入札において落札者が提示した技術的要素の内容の全て（以下「契約性能等」という。）を契約書に記載し、その履行を担保するものとする。
- (4) 契約性能等については、工事完了時に履行状況の検査を行うものとし、受注者の責により契約性能等の内容が不履行の場合には工事成績評定点を減ずる措置をとるほか、履行状況が不適切と認められる場合には指名停止、契約金額の減額変更、損害賠償請求等の措置をとるものとする。

12 契約保証金

落札者は、南三陸町建設工事執行規則第22条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第23条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

13 その他

不明な点については、当町担当課に照会すること。

- ・南三陸町建設課（土木建築係） 担当者 小永井、廣田
- 電 話 0226-46-1377（直通）
- FAX 0226-46-4557